

第 6 章 財 務

(運営資金)

第 24 条 本会の運営資金は、次のとおりとする。

- (1) 法人会員会費
- (2) 一般会員会費
- (3) 特別会員会費
- (4) 寄付金
- (5) 本会が取得する収入

(財産の管理方法)

第 25 条 本会の資金及び財産の管理方法は、理事会の決議を得て別に定める。

(会計の記録)

第 26 条 事務局は、運営資金の受け入れ並びに本会が行う共済給付事業、共済貸付事業及びその他の金銭受け払いについて、それぞれの帳簿に記録し、証票類とともに整理管理しなければならない。

(予算・決算の報告)

第 27 条 事務局は、本会の事業計画及び予算を作成し、理事会の議決を得て会員に公示しなければならない。

- 2 事務局は、本会の事業報告の作成及び決算を行い、理事会の議決を得て会員に公示しなければならない。

(決算過不足金の処理)

第 28 条 本会の会計年度末における剰余金または不足金は、これを翌年度に繰越すものとする。

(会計年度)

第 29 条 本会の会計年度末は毎年1月1日から12月31日までとする。

(本会解散時の財産処分)

第 30 条 本会解散時の財産処分は、理事会の決議を得てこれを定める。